

令和 4 年 10 月 21 日

## 丸永建設(株) 女性活躍推進法に基づく行動計画

男女ともに会社員がその能力を十分に発揮し、輝き活躍できるよう人材育成と環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4 年 11 月 1 日～令和 9 年 10 月 31 日までの 5 年間

### 2. 当社の課題

- (1) ユーザーの立場から女性特有の感性が求められる中で、女性技術職がない。  
(女性で建築士・施工管理技士の資格を保有する人材がない。)
- (2) 子育て中の社員が働きやすい環境整備が十分ではない。
- (3) 全従業員の有給休暇の取得率が低い。

目標 1：女性技術職の採用に取組み、女性技術職を 5 年後に現状 0 名から 1 名増やす。

#### 〈取組内容〉

- ・令和 4 年 11 月～ 女性からの技術職への応募を増やすため、積極的な広報を行う。
- ・令和 5 年 4 月～ 仕事と育児の両立を支援するため、定期的に管理職に対して当社の育児関連制度の周知と意識啓発を実施する。
- ・令和 7 年 4 月～ 資格取得のための研修を行う。

目標 2：子育て中の社員が働きやすい環境を整え、男女とも平均勤続年数を現状より 3 年長くする。

#### 〈取組内容〉

- ・令和 5 年 1 月～ 働きやすい職場に対するヒヤリング調査を行う。
- ・令和 5 年 4 月～ ヒヤリング調査結果をもとに検討し課題に取組。
- ・令和 5 年 4 月～ 週休二日制について検討。
- ・令和 6 年 1 月～ 就業規則等の見直しを行い、社員への周知を行う。

目標 3：全社員の有給休暇取得率を 60%以上とする。

- ・令和 5 年 1 月～ 各部門長にヒヤリング調査を行う。
- ・令和 5 年 4 月～ 各部門の問題点について検討し有給休暇が取得できるよう取組。
- ・令和 6 年 3 月～ 有給休暇の取得率が低い者にヒヤリングする。